第16回障害者芸術·文化祭実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第16回障害者芸術・文化祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第16回障害者芸術・文化祭(以下「障害者芸術・文化祭」という。)の開催に当たり、全ての障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭の準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

第2章 組織

(組織)

- 第3条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県副知事をもって充てる。ただし、障害者芸術・文化祭を担任する者に限る。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び団体の役職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3)前2号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者
- 5 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長が、そ の職務を代理する。

(監事)

- 第4条 実行委員会に、監事を置く。
- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(顧問及び参与)

- 第5条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、障害者芸術・文化祭の準備、運営、実施等について、助言することができる。

(任期)

- 第6条 会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与の任期は、第14条の規定に基づき実行委員会が解散する日までとする。ただし、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、辞任したものとみなし、会長は、その後任者を必要に応じて補充することができる。
- 2 前項の規定(ただし書を除く。)にかかわらず、特別の事情があるときは、この

限りではない。

第3章 会議

(会議の種類)

第7条 実行委員会の会議として総会を置く。

(総会)

- 第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 本会則に関する事項
 - (2) 障害者芸術・文化祭の実施要綱に関する事項
 - (3) 障害者芸術・文化祭の準備、運営及び実施に関する事項
 - (4) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者芸術・文化祭の開催に係る重要な事項
- 4 総会は、委員(副会長を含む。以下この条において同じ。)の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、第4項及び第5項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 7 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表 決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

第4章 幹事

(幹事)

- 第9条 実行委員会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、第8条第3項各号の事項の審議について、委員を補佐する。
- 4 幹事のうちから幹事長を置き、会長が指名する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を開催することができる。
- 6 幹事の任期については、第6条の規定を準用する。

第5章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項 で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第6章 事務局

(事務局)

- 第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を愛知県健康福祉部障害福祉課 内に置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(会計)

- 第12条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第15条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、愛知県に帰属する ものとする。

第9章 補則

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成27年 月 日から施行する。